慶弔規定

第１条　この規定は、CoCa・Cola Bottlers Japan Group Federation 規約第４条に基づき規定する。

第２条　慶弔金については下記の通りとする。

慶弔関係（組合員の場合）

慶弔理由			慶弔金
死亡	組合員（全ての死亡）		香典として３万円又は生花・弔電
	配偶者		香典として1万円又は生花・弔電
	子供		香典として1万円又は生花
	両親（配偶者の親含む）		香典として1万円又は生花・弔電
	祖父母（本人の）		香典として３千円
	兄弟（本人の）		香典として５千円又は生花
住宅災害	火災・自然災害等全ての災害	全焼・全壊（７０％以上）	3万円
		半焼・半壊	3万円
		一部損壊（１０％以上）	1万円
		床上浸水	5千円
傷病	休業　14日以上		3千円
	30日以上		（＋）2千円
	90日以上		（＋）5千円
祝金	本人結婚　但し支給は１回限りとする。		1万円（祝電）
	結婚　（第1子）最初に結婚する子供のみ		5千円
	子の出生（何子でも）		3千円
	子の就学小学校のみ（何子でも）		3千円
	退職選別金3年以上在籍者		5千円
	定年退職慰労金		5千円

手続き

※　弔慰金については本人またはご家族から辞退の申し入れがある場合は原則支払わない。

※　支給については、１組合員１単位として支給する。

１　本規定の適用を受けんとする者は、所定書式に必要事項を記載のうえ、担当する執行委員に提出するものとする。執行委員は、その書式を受け取ったら速やかに事務局に提出する。

２　適用を受けるべき該当事実が発生した場合、事実の発生したときより９０日以内に申請を行うこととし、休職者についても復職後９０日以内とする。

３　９０日を過ぎて申請がなかった場合は、原則として放棄とみなす。

ただし、各支部の申請もれが有った場合、事実の発生したときより一年以内の場合は中央委員会の決議を持って支払うことができる。

２．参列について、基本的には告別式参列とするが業務等に支障がある場合はお通夜の参列とする。

①　組合員本人の場合　……原則として三役、中央委員、支部長

②　組合員の配偶者の場合　……原則として中央委員、支部長

③　組合員の子供の場合　……原則として中央委員、支部長

④　　組合員の両親の場合　　……原則として中央委員、支部長
⑤　　組合員本人の祖父母の場合……原則として支部長
⑥　　組合員本人の兄弟の場合　……原則として支部長
３．慶弔関係（組合三役ＯＢ及び会社役員の場合）
１）　　慶弔について
①　　本人の場合　　……組織として１万円（花輪）
②　　配偶者の場合　　……組織として１万円（花輪）
③　　子供の場合　　……組織として１万円（花輪）
④　　実父母の場合　　……組織として１万円（花輪）
⑤　　義父母で喪主の場合　……組織として１万円（花輪）
２）　　弔電については、労働組合との関係のある役職者の場合は２通とし、それ以外については、１通とする。
３）　　参列について、基本的には告別式参列とするが業務等に支障がある場合は、お通夜の参列とする。但し、遠方の場合は、先方の意向を重視しておこなうこととする。
２．　　その他
①　　各種申請について本人から辞退の場合はこの限りでない。
②　　各種申請について事実の発生した時より１年を経過したものは支給しない。